

尾三衛生組合特定事業主行動計画における取組の実施状況について

令和 8 年 7 月 3 1 日

尾 三 衛 生 組 合

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 19 条第 6 項の規定に基づき、尾三衛生組合が策定した特定事業主行動計画における取組の実施状況について、次のとおり公表します。

(1) 年次有給休暇の取得

目標：年次有給休暇の平均取得日数 12 日以上

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
平均取得日数	17.25 日				

取組内容：職員への年次有給休暇取得の奨励、及び管理職員への部下の年次有給休暇取得促進に関する通知を実施。

(2) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得の促進

目標：男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率 100%

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
取得率	100%				

※令和 7 年度の対象職員は 1 名

取組内容：休暇に関する資料（人事管理事務の手引き）を職員が利用する掲示板に掲載し、制度の周知を実施。

(3) 育児休業の取得

目標：ア 男性職員の育児休業取得率 80%（取得期間は 2 週間以上を目標）

イ 女性職員の育児休業取得率 100%

【男性職員】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
取得率	100%				
期間 2 週間以上	100%				

※令和 7 年度の対象職員は 1 名

【女性職員】

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
取得率	対象者なし				

取組内容：対象職員の所属課において育児休業取得に向けた業務分担を整理し、人事担当課より対象職員に対して、育児休業の取得手続き及び経済的支援等に関する情報提供を実施。